

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 1

【根拠条文】

法第 27 条の 26 第 2 項

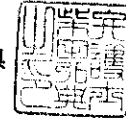
【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

アーノルド・アンド・エス・ブレイクロウダー・
アドバイザーズ・エルエルシー
(Arnhold and S. Bleichroeder Advisers, LLC)

代理人 弁護士 柴田 弘典



【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町二丁目 14 番 2 号
山王グランドビル
友常木村法律事務所

【報告義務発生日】

平成 16 年 5 月 31 日

【提出日】

平成 16 年 6 月 10 日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

1

【提出形態】

その他

第 1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	長谷川香料株式会社
会社コード	4958
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都中央区日本橋本町四丁目4番14号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	アーノルド・アンド・エス・ブレイクロウダー・ アドバイザーズ・エルエルシー (Arnhold and S. Bleichroeder Advisers, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ 1345 (1345 Avenue of the Americas, New York, NY 1015-4300 U. S. A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 62 年 1 月 14 日
代表者氏名	アンドリュー・バルドーフ (Andrew Baldauf)
代表者役職	副社長 (Vice President)
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町二丁目 14 番 2 号 山王グランドビル 友常木村法律事務所 弁護士 黒田 康之
電話番号	03-3580-0800

(2) 【保有目的】

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			2,896,500
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 2,896,500
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 2,896,500		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 15年 12月 19日現在)	S 40,357,200
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	7.18%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.53%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

別紙記載のとおり

(別紙)

提出者は、下記の者との間で、提出者が有価証券の購入および売却に関する投資のための意思決定を行う裁量権を認めることを内容とする投資顧問契約を締結している。

<u>名 称</u>	<u>株 数</u>
ジョン・ディー・アンド・キャサリン・ティー・ マッカーサー・ファウンデーション (John D. and Catherine T. MacArthur Foundation)	70,000
ジェネシー・カウンティ・エンプロイーズ・ リタイアメント・システムズ (Genesee County Employees' Retirement Systems)	25,000
シュルンベルジェ・ユーエス・マスター・ ペンション・トラスト (Schlumberger U.S. Master Pension Trust)	50,000
ソシエテ・ジェネラル・インターナショナル・ エスアイシーエーヴィー (Socgen International Sicav)	346,109
シティ・オブ・ハートフォード・ミュニシバル・ エンプロイーズ・リタイアメント・ファンド (City of Hartford Municipal Employees' Retirement Fund)	20,000
ユタ・ステート・リタイアメント・ボード (Utah State Retirement Board)	70,000
レイセオン・マスター・ペンション・トラスト (Raytheon Master Pension Trust)	60,000
ソーファイア・ファンド・リミテッド (Sofire Fund LTD)	142,600
アーノルド・アンド・エス・ブレイクロウダー・ アドバイザーズ・ディバーシファイド・ インターナショナル・エクイティ・ファンド・ エルエルシー (Arnhold and S. Bleichroeder Advisers Diversified International Equity Fund, LLC)	110,000
ユナイテッド・フード・アンド・コマーシャル・ ワーカーズ・インターナショナル・ ユニオンインダストリー・ファンド (United Food and Commercial Workers International Union-Industry Fund)	40,000

ジ・イウイング・マリオン・カウフマン・ ファウンデーション (The Ewing Marion Kauffman Foundation)	50,000
シーエスピービー・ノン・トラディショナル・ インベストメント・リミテッド (CSPB Non Traditional Investment Ltd.)	40,000
ファースト・イーグル・ファンズ・インク (First Eagle Funds)	1,872,791

ARNHOLD AND S. BLEICHROEDER ADVISERS, LLC
1345 AVENUE OF THE AMERICAS
NEW YORK, NEW YORK 10105-4300
(212) 632-2700

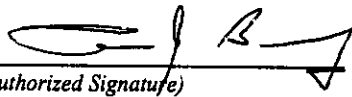
POWER OF ATTORNEY

Arnhold and S. Bleichroeder Advisers, LLC hereby appoints each of Mr. Osamu Tanaka, Mr. Hironori Shibata and Mr. Yasuyuki Kuroda, attorneys-at-law of Tomotsune & Kimura located at Sanno Grand Building, 14-2, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0014, as its attorney-in-fact, acting severally and not jointly and with full power of substitution, to represent Arnhold and S. Bleichroeder Advisers, LLC in connection with the preparation and filing of various notices referred to in Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Law"), to send copies thereof to the issuing company and the related Stock Exchanges in Japan and to undertake such other actions, procedures and things which each said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with said provision of the Law.

The undersigned has executed this Power of Attorney this 4 day of March, 2004.

Arnhold and S. Bleichroeder Advisers, LLC

By


(Authorized Signatufe)

Andrew Baldauf
Vice President, Compliance

(訳文)

委 任 状

アーノルド・アンド・エス・ブレイクロウダー・アドバイザーズ・エルエルシーは、東京都千代田区永田町二丁目 14 番 2 号山王グランドビル所在の友常木村法律事務所の弁護士である田中収、柴田弘典および黒田康之の各氏を代理人に選任し、日本の証券取引法第 2 章の 3 にいう諸報告・届出書等を作成および提出する件、その写しを発行会社および関連する日本の証券取引所に送付する件ならびに関連法規遵守のために必要または有益と各代理人が判断するその他の行為、手続および事項を行う件に関し、アーノルド・アンド・エス・ブレイクロウダー・アドバイザーズ・エルエルシーを代理して各自単独で行為する権限を、復代理人選任の権限と共に付与する。

下記署名者は、2004 年 3 月 4 日に本委任状に署名した。

アーノルド・アンド・エス・ブレイクロウダー・アドバイザーズ・エルエルシー

アンドリュー・バルドーフ / 署名 /

副社長、コンプライアンス

以上正訳いたしました。

弁護士 黒田 康之

